

飯能市建設工事工法選定委員会運営要領

(平成23年4月5日決裁)

1 趣旨

この要領は、飯能市建設工事工法選定委員会条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、飯能市建設工事工法選定委員会(以下「委員会」という。)の会議の運営に必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の委員

- (1) 建設会社の顧問等特定の建設会社と自己又は3親等以内の親族の利害関係のある者及び市・県職員であった者は、委員会の委員に任命しない。
- (2) 任期中に特定の建設会社と自己又は3親等以内の親族の利害関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。

3 会議

- (1) 委員会は対象工事案件に対する適切な工法の審査又は検討し、その結果を飯能市建設工事請負指名業者資格審査会の会長に報告するものとする。
- (2) その他委員長が必要と認めた事項

4 会議方法

- (1) 対象工事案件についての提案内容については、発注を行う工事担当課長から説明を行う。

5 再説明請求

- (1) 入札者より再説明請求があった場合は、速やかに委員長が召集し会議を開く。
- (2) 前号の再説明請求会議については、申立者及び発注者からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議する。
- (3) 委員会は、飯能市入札・契約等に係る説明請求等に関する事務取扱要領第4項第3号の規定により市長から再説明請求に係る審議の依頼を受けたときは、おおむね50日以内に意見書を作成し市長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。